

【 歯科診療所用 】

平成29年患者調査 調査の手引

目次

施設管理者の皆様へ	1	
1. 調査の対象、調査日	2	1
2. 調査票提出方法	3	2
3. オンライン調査票(インターネット)の作成・提出	5	3
4. 電子調査票(CD-R等)の作成・提出	9	4
5. 調査票(紙)の記入上の注意	11	5
6. 記入要領	12	6
調査票記入例	17	
7. 調査票の送付手続き	18	7
8. 調査結果	20	8
9. 患者調査関係法令	22	9
10. 質疑応答	25	10

アンケートへのご協力をお願い
調査票の提出方法に関するアンケート

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

施設管理者の皆様へ

厚生労働省の各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

患者調査は、医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度、500床以上の全ての医療施設及び全国から層化無作為抽出※により選ばれた医療施設において実施いたします。

(※ 歯科診療所については、都道府県別に抽出した約1,300施設)

今回、平成29年調査を実施するに当たり、貴施設にも調査への回答をお願いすることになりました。

本調査におきましては、施設管理者の皆様をはじめとする調査関係者のご尽力があっはじめて、信頼性と正確性の高い統計を得ることができます。

この『調査の手引』は、重複や脱漏なく正確・円滑に本調査に回答していただけるよう、調査票の作成やとりまとめ等の具体的な方法について説明したものです。

貴施設におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご理解いただき、本書を活用されまして、正確かつ迅速な患者調査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査は、統計法に基づく基幹統計となっており、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いることはありません。また、皆様に不利益なことがないよう、秘密の保持には万全を期しております。どうか、調査の円滑な実施にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。


厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

1. 調査の対象、調査日

次のとおり調査を実施します。

調査票名	歯科診療所票
調査対象者	10月の調査日（厚生労働省が指定する1日※）に外来で診療したすべての患者 ※ 別紙「調査ご協力のお願い」に調査日を明記してありますので、必ずご確認ください。
調査票作成方法	患者1人につき1枚ずつ作成

「調査ご協力のお願い」の例

 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare	
調査ご協力のお願い	
施設番号	(〇〇県) D-001
調査日	10月17日
調査の対象	外来

10/17(火)、10/18(水)、10/20(金)のいずれか1日を指定しています

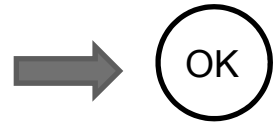
2. 調査票提出方法

調査票は以下の3つの方法により提出が可能です。

注意 調査票は、同一の方法により提出してください。

例：歯科診療所票をすべてオンライン調査票に入力して提出。

紙の調査票や電子調査票とは混在していない。



1. オンライン調査票（インターネット）（新規、一部の診療所で利用可） ⇒5～8ページ

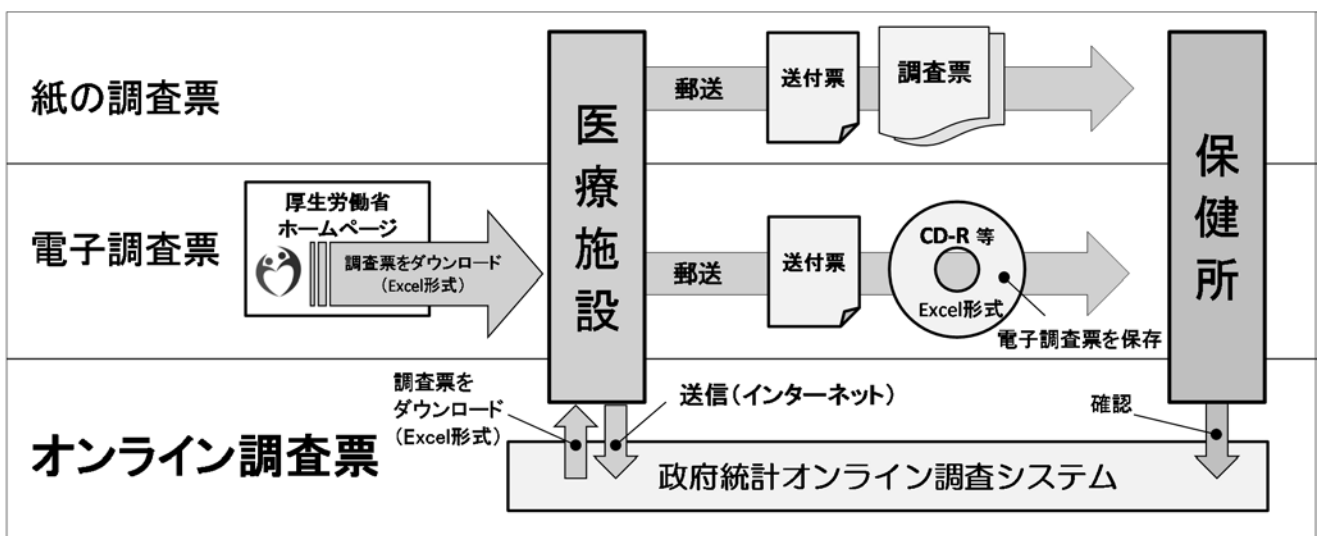
- ・ 政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下、「オンライン調査システム」という。）にログインしてオンライン調査票（エクセルファイル）をダウンロードし、調査票データを入力します。入力後のファイルは、オンライン調査システムで送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了します。
- ・ オンライン調査が利用できる診療所は、別紙「調査ご協力のお願ひ」に「政府統計コード」等が印字してあります。⇒5ページの例示
- ・ 「政府統計コード」等の印字がない診療所では、電子調査票または紙での提出をお願いします。

2. 電子調査票（CD-R等） ⇒9～10ページ

- ・ 厚生労働省ホームページから電子調査票（エクセルファイル）をダウンロードし、調査票データを入力します。
- ・ 入力後のエクセルファイルを**CD-R等**に保存し、保健所に提出します。

3. 調査票（紙）

保健所から配布される紙の調査票です。記入後、保健所へ提出します。⇒11ページ



患者調査はオンラインからの回答が便利です

患者調査では、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を利用したオンライン調査を導入しています。オンラインから回答すると次のようなメリットがありますので、ぜひご利用ください。

◆ オンライン調査のメリット

- ・ 24時間、いつでも回答が可能です。
- ・ 調査票（紙・CD-R等）の発送や管理が不要です。送料も不要です。
- ・ 診療所内で管理している既存の電子化された患者情報を読み込むことにより、調査票を効率的に作成できます（※）。

※ 電子調査票(CD-R等)も同じ

◆ オンライン調査システムの概要（総務省ホームページより）



◆ 医療施設がオンライン調査を利用する際に必要な機器環境

オンラインで回答するには、通信環境・パソコン環境が整っている必要があります。

⇒5ページ **オンライン調査を利用できる診療所**

3. オンライン調査票(インターネット)の作成・提出

- ・ オンライン調査票(エクセルファイル)は、インターネットにより提出します。(⇒3ページ)
⇒ 調査票の送付が不要となる等、調査事務の省力化に繋がりますので、ぜひご活用ください。
⇒ インターネット上のデータの送受信は、SSL/TLS暗号化通信によりセキュリティが確保されています。

オンライン調査を利用できる診療所

⇒ 以下の1、2両方の条件を満たした場合に、オンライン調査を利用できます。

1 別紙「調査ご協力のお願い」にID等が印字されている場合


別紙「調査ご協力のお願い」に、政府統計オンライン調査総合窓口からログインするための「政府統計コード」「調査対象者ID」「確認コード」が印字してある診療所では、オンライン調査の利用が可能です。

⇒ 該当欄に「利用できません」と印字された診療所は、オンライン調査を利用できませんので、紙の調査票または電子調査票での提出をお願いします。

3

「調査ご協力のお願い」の例

調査ご協力のお願い	
政府統計コード	9N8M
調査対象者ID	XXXXXXXX
確認コード	△△△△△△△△

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン調査を利用できない診療所には、「利用できません」と印字しています

2 通信環境・パソコン環境が整っている場合

○通信環境

ADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

○パソコン環境

OS : Windows 7 SP1、Windows 8.1(※1)、Windows 10(※1)

ブラウザ : Internet Explorer 11.0(※2)

表計算ソフト(※3) : Microsoft Office Excel 2010 以上

PDF利用ソフト(※4) : Adobe Reader XI、Adobe Acrobat Reader DC

(※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 32bit版での利用に限ります。

(※3) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。

・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

(※4) PDF 利用ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

・Adobe Reader 以外のPDF 利用ソフトには対応していません。

・Adobe Reader の環境設定でJava スクリプトが有効になっている必要があります。

オンライン調査票の作成

⇒ 詳細は、オンライン調査システムまたは厚生労働省ホームページ(⇒9ページ)に掲載している「オンライン調査利用ガイド」を必ずご一読ください。

1 ログイン (平成29年8月中旬からログインできます)

- ① インターネットを起動します。アドレスバー(URL)に <https://www.e-survey.go.jp/> と入力し、「ENTER」キーを押します。



- ② トップページが表示されたら、「ログイン画面へ」をクリックします。



③ ログイン画面が表示されます。

「調査ご協力のお願い」に印字された「政府統計コード」、「調査対象者 ID」及び「確認コード」を入力し、「患者調査」を選択して「ログイン」をクリックします。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査ご協力のお願い

政府統計コード	9N8M
調査対象者ID	XXXXXXXX
確認コード	△△△△△△△△

ログインする

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。

政府統計コード 統計調査を選択してください

調査対象者ID

確認コード

確認コードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログイン

クリック

2 調査票ファイルのダウンロード

- ・ オンライン調査票（エクセルファイル）及びオンライン調査利用ガイドをダウンロードします。

3 調査票への入力

- ・ ダウンロードしたオンライン調査票（エクセルファイル）に、調査票データを入力します。入力はオフラインでの作業となります。
- ・ オンライン調査票には医療施設が保有する既存の電子カルテ等の患者情報を読み込む機能を搭載しています。
- ・ 入力終了後、保存処理を行います。
保存の際、エラーチェック機能が稼働し、エラー項目にはエラーメッセージが表示されますので、エラーがなくなるまで修正します。

<オンライン(インターネット)調査票・電子調査票(CD-R等)・共通 読み込み機能>

◇テキストデータ読み込み機能

- ・ 厚生労働省が指定するテキスト形式で調査票データをあらかじめ作成しておくことにより、電子調査票の該当項目に読み込みます。
- ・ 一部空欄の項目があっても読み込みは可能ですが、未入力の項目については、読み込み後に電子調査票に直接入力します。

4 コールセンター

- ・ 調査期間中のオンライン調査に関するお問い合わせは、専用のコールセンターをご利用ください。電話番号、開設期間等は厚生労働省ホームページ（⇒9ページ）及びオンライン調査利用ガイドに掲載します。
(10月中旬頃を予定)

オンライン調査票の提出

- ・ オンライン調査票に組み込まれた機能により送信用ファイル（XMLファイル）を生成します。
- ・ オンライン調査システムにログインし、送信用ファイル（XMLファイル）を送信します。
- ・ 送信処理を行うことでインターネットによる提出が完了とみなされますので、定められた期限までに送信してください。
- ・ 一度提出した後、記入誤り等によりオンライン調査票を再送する場合は、管轄保健所に再送する旨を連絡した上で、修正のない部分を含めた全データを再送してください。
- ・ すべての調査票をオンライン調査システムにより送信する場合は、管轄の保健所長への送付票の郵送は不要です。

4. 電子調査票（CD-R等）の作成・提出

本調査では、電子調査票（エクセルファイル）により調査票データを作成し、CD-R等で提出することができます。（電子調査票の利用を義務づけているものではありません。）

電子調査票を利用した場合、紙調査票への記入は不要となります。

電子調査票利用にあたっての注意点

- 電子調査票を利用するには、Microsoft社のMicrosoft Excel 2010以降（※）がインストールされたWindowsパソコンが必要です。
 - （※）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。
 - Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
 - Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
- 提出の際に使用可能な媒体は、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD+R、DVD-RW、DVD+RWとします。
- 提出途中での不慮のデータ消去、書き換え防止の観点から、CD-RW、DVD-RW、DVD+RWでの提出は極力控えてください。
- 電子調査票の詳細な利用方法については、厚生労働省ホームページに掲載している「CD-R等利用ガイド」を必ずご一読ください。

電子調査票の作成

1 調査票ファイルのダウンロード

- 厚生労働省ホームページから、電子調査票（エクセルファイル）及び「CD-R等利用ガイド」をダウンロードします。（平成29年8月上旬に掲載予定）

掲載場所：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）

- 政策について
- 組織別の政策一覧（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/soshiki/>）
- 政策統括官（統計・情報政策担当）
- 「平成29年患者調査にご協力ください」

2 調査票への入力

- ダウンロードした電子調査票（エクセルファイル）に調査票データを入力します。
- 電子調査票には、医療施設で保有する既存の電子カルテ等の患者情報から該当項目に読み込む機能を搭載しています。（→8ページ）
- 入力終了後、保存処理を行います。保存の際にはエラーチェック機能が稼働し、エラー項目にはエラーメッセージが表示されますので、エラーがなくなるまで修正します。

電子調査票の提出

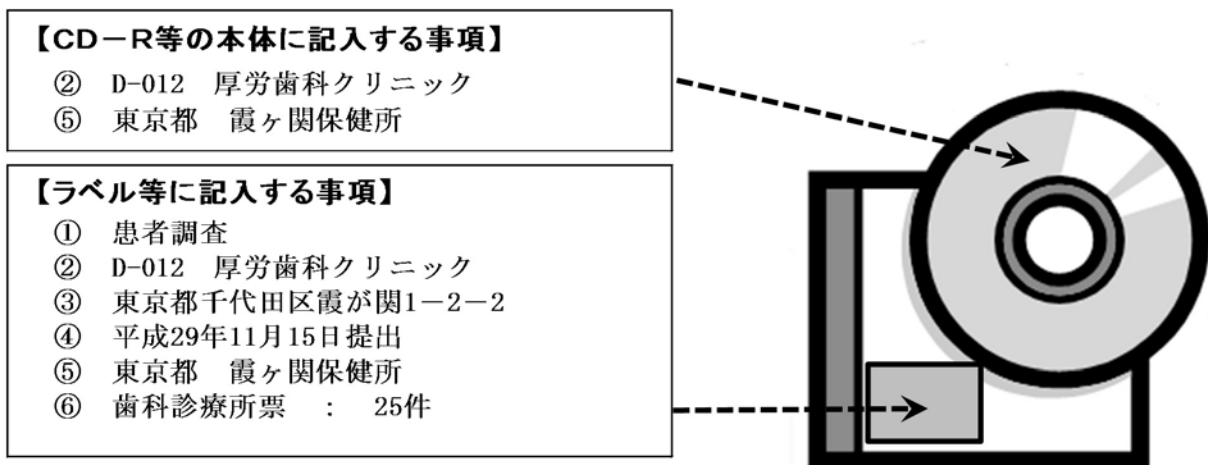
1 提出準備

- 電子調査票に組み込まれた機能により生成される提出用ファイル（Excel形式）だけをCD-R等に格納し、以下の内容を本体及びラベル等に記入します。
- 提出用ファイルが複数のCD-R等に渡る場合は、CD-R等のそれぞれのラベル等に記載内容及び「〇枚のうち〇枚」と記入してください。
- ファイルの圧縮は行わないでください。

<ラベル等に記入する内容>

- ① 調査名
- ② 施設番号、施設名
- ③ 施設所在地
- ④ 提出年月日
- ⑤ 都道府県名、管轄する保健所名
- ⑥ 調査票の記録件数

<ラベル等の記入例>



2 提出

- データ件数を記入した送付票（⇒18ページ）及びCD-R等は定められた期限までに管轄の保健所長に提出してください。
⇒ メールでの提出は実施していません。
- CD-R等は、破損ないようにケースに入れるか、緩衝材（段ボール等）で梱包してください。
- 提出データは必ずバックアップを取り、保存しておいてください。

5. 調査票(紙)の記入上の注意

調査票(紙)の記入に際しては次の各事項を守ってください。

- ・ 記入文字は黒(青)インク又は黒(青)ボールペンなどの消えないインクを使用し、楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 数字の記入は、1・2・3……のように算用数字(アラビア数字)を用いて記入してください。
- ・ 調査事項のうち選択項目の頭に数字が印刷してあるものは、該当する数字を○で囲んでください。
例： 1 男 2 女
- ・ 記入を誤ったときは2本の横線を引いて消し、その行のなるべく上部の余白を用いて正しく記入してください。
※インク消しを用いたり、紙を貼ったり、削って消したり、塗りつぶしたり等はしないでください。
- ・ 記入後は、カルテ等からの転記ミスがないか、記入漏れがないか確認してください。
- ・ 調査票(紙)が不足した場合は、追加配布いたしますので保健所まで連絡をお願いします。

6. 記入要領

歯科診療所票は、調査日に診療し、個人の診療録（カルテ）に記載したすべての外来患者について作成します。

【記入要領】

施設番号

- ・別紙「調査ご協力をお願い」に記入された施設番号の数字3桁を転記します。
- ・番号が3桁に満たない場合（1～99）は、001～099のように「0（ゼロ）」で埋めます。

患者番号

記入終了後、1から始まる一連番号を記入し、最後の番号を○で囲みます。
例：調査票が全部で5枚の場合、最後の調査票の患者番号は「⑤」とします。

(1) 性別

「1 男 2 女」のいずれかの数字を○で囲みます。

(2) 出生年月日

「1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治」のいずれかの数字を○で囲み、出生年月日を記入します。なお、出生年月日が明らかでない場合は、推定年齢を「推定○歳」と記入します。

(3) 患者の住所

- ・「1 当院と同じ都道府県内 2 当院とは別の都道府県」のいずれかの数字を○で囲みます。
- ・「2」を○で囲んだ場合は都道府県名を記入します。
- ・外国人旅行者の場合は、「2」を○で囲み「外国」と記入します。
- ・住所不定または不詳の場合は「2」を○で囲み、「不詳」と記入します。

(4) 外来の種類

該当する数字を1つ選び○で囲みます。

初診	調査日に初めて診療した場合
1 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
2 訪問診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に歯科医師が訪問して診療を行う場合
再来	<ul style="list-style-type: none"> ・調査日に再診した場合 ・以前診察を受けたものの、今回は別の傷病で診療を受けた場合は初診へ ・前回診療（訪問）月日が平成28年以前の場合は初診へ ・調査日に同一患者について通院、訪問診療、歯科医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療したものを記入 ・前回診療（訪問）月日を必ず記入

3 通院	患者が来院し、診療を受けた場合
4 訪問診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に歯科医師が訪問して診療を行う場合
5 歯科医師以外の訪問	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難な者に対して、その同意を得て計画的な医学管理の下に、定期的に歯科医師以外の者が訪問して実施される場合

前回診療
(訪問)月日

- ・ 外来の種別で「3～5」(再来)を選んだ場合は、前回の診療(訪問)月日を記入します。
- ・ 前回診療(訪問)月日が平成28年以前の場合は初診とします。

(5) 傷病名

- ・ 調査日現在、主として治療または検査をしている病態について、「01～16」の中から該当する数字1つを選び○で囲みます。
- ・ 抜歯については、その理由となった傷病名によります。
 - 01 う蝕症
 - … エナメル質初期う蝕を含みます。
 - 02 歯髄炎、歯髄壊疽、歯髄壊死
 - 03 歯根膜炎
 - 04 歯槽膿瘍、歯根嚢胞
 - 05 歯肉炎
 - 06 慢性歯周炎
 - 07 歯肉膿瘍、その他の歯周疾患
 - 08 智歯周囲炎
 - 09 その他の歯及び歯の支持組織の障害
 - … 上記「01～08」以外の歯の疾患をいいます。
 - <例> 歯の発育及び萌出異常、不正咬合等
 - 10 じょく瘡性潰瘍、口内炎等
 - 11 その他の顎及び口腔の疾患
 - … 顎、唾液腺、口腔内、舌、口唇等の疾患をいいます。
 - <例> 顎嚢胞、顎骨髄炎、唾液腺炎、舌炎等
 - <除外> じょく瘡性潰瘍(傷病名「10」を○で囲みます。)
 - 12 歯の補てつ(冠)
 - 13 歯の欠損補てつ(ブリッジ、有床義歯、インプラント)
 - 14 歯科矯正
 - 15 外因による損傷
 - … 患者が何らかの外力により損傷を受けた場合
 - 16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス
 - <例> 歯科検診、予防処置、診断書の交付 等

(6) 診療費等
支払方法

- ・ 調査日における診療費等について、負担区分（「1 自費診療」「2 医療保険等、公費負担医療」「3 介護保険（介護扶助を含む）」）のうち、該当する数字をすべて選び○で囲みます。
- ・ 「2 医療保険等、公費負担医療」を選択した場合は、**支払方法**も回答します。
- ・ 一部でも費用の支払いが生じた場合は該当します。

【負担区分】

<p>1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療費、介護サービス費のすべてまたは一部を自費で支払う場合 ・ 健康診断（査）のすべてまたは一部を自費で支払う場合及び保険外併用療養費(※)に係る自己負担分を支払う場合を含む。 ※前歯部の鑄造歯冠修復、予約に基づく診療等 ・ 医療保険等により支払った際の自己負担（3割等）は含まない。
<p>2 医療保険等、 公費負担医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療費を医療保険等または公費負担医療で支払う場合 ⇒ 支払方法（01～12）も回答（15～16ページ）
<p>3 介護保険 (介護扶助を含む)</p>	<p>介護サービス費を介護保険または生活保護法による介護扶助で支払う場合</p>

<記入例>

- ・ 通常の保険診療（医療）は、「2」のみを○で囲みます。

<p>1 自費診療（保険外併用療養費を含む）</p> <p>② 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険（介護扶助を含む）</p>

- ・ 就職等のための健康診断、歯科矯正（保険で給付される場合を除く）は、「1」のみを○で囲みます。

<p>① 自費診療（保険外併用療養費を含む）</p> <p>2 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険（介護扶助を含む）</p>

- ・ 保険診療(医療)を行っているが、歯冠修復及び欠損補てつに貴金属または特殊な補てつを行っている場合（材料差額を含む）は、「1」と「2」を○で囲みます。

<p>① 自費診療（保険外併用療養費を含む）</p> <p>② 医療保険等、公費負担医療</p> <p>3 介護保険（介護扶助を含む）</p>

【支払方法】

I 医療保険等

II 公費負担医療

- ・ [負担区分] のうち「2 医療保険等、公費負担医療」を○で囲んだ場合は、
 - 「I（医療保険等）」の01～08のうち、該当する数字を1つ
 - 「II（公費負担医療）」の09～12のうち、該当する数字をすべて
 それぞれ選び、○で囲みます。
- ・ 外来当初と調査日における支払方法が異なる場合は、調査日現在の支払方法を記入します。
- ・ 「09～12」のみの場合は、Iの「08 その他」には○を付けません。
- ・ 業務災害として災害補償保険を申請中のものについては、「06 労働災害・公務災害」に○を付けます。
- ・ IとIIの両方に該当する場合は、それぞれ該当する数字を○で囲みます。

<記入例>

(6) 診療費等 支払方法 該当するものすべてに ○印をつけてください。 なお、介護保険サービス 利用者で、医療保険 等と公費負担医療を併 用している場合は、それ らの両方について選択 してください。	1 自費診療 (保険外併用 療養費を含む)	I (医療保険等)	01 健康保険・各種共済組合(本人)	05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)
	2 医療保険等、 公費負担医療	II (公費負担医療)	02 健康保険・各種共済組合(家族)	06 労働災害・公務災害
	3 介護保険 (介護扶助を 含む)		03 国民健康保険	07 自動車損害賠償保障法
			04 退職者医療	08 その他
			09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
			10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)	
			11 生活保護法(医療扶助)	
			12 その他の公費負担によるもの	

I 医療保険等

01・02 健康保険・各種共済 組合(本人・家族)	全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被保険者または被扶養者として支払われるもの
03 国民健康保険	・国民健康保険の被保険者として支払われるもの ・退職者医療制度が適用されているものを除く
04 退職者医療	・国民健康保険の被保険者であって、退職者医療制度が適用されているもの ・健康保険の特例退職被保険者は、退職前に加入していた医療保険を選択
05 高齢者医療 (後期高齢者医療制度)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされているもの
06 労働災害・ 公務災害	労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務上、公務上の災害に対して療養補償費が支給されるもの(療養を給付される場合を含む)

II 公費負担医療

07 自動車損害賠償保障法	自動車の運行によって傷害を受けた場合で、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険金により、当該傷害の治療費が支払われるもの
08 その他	Iの「01～07」、IIの「09～12」のいずれにも該当しないもの（船員保険、自衛官本人等）

09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用されているもの
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (育成医療、更生医療、精神通院医療)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条が適用されているもの
11 生活保護法 (医療扶助)	生活保護法第11条第1項第4号による医療扶助を受けたもの
12 その他の公費負担によるもの	戦傷病者特別援護法等による公費負担医療によるもの及び市区町村や都道府県で行っている公費負担医療（乳幼児医療等）によるもの

調査票記入例（歯科診療所票）



統計法に基づく国の基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

患者調査



厚生労働省 政府統計

歯科診療所票

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

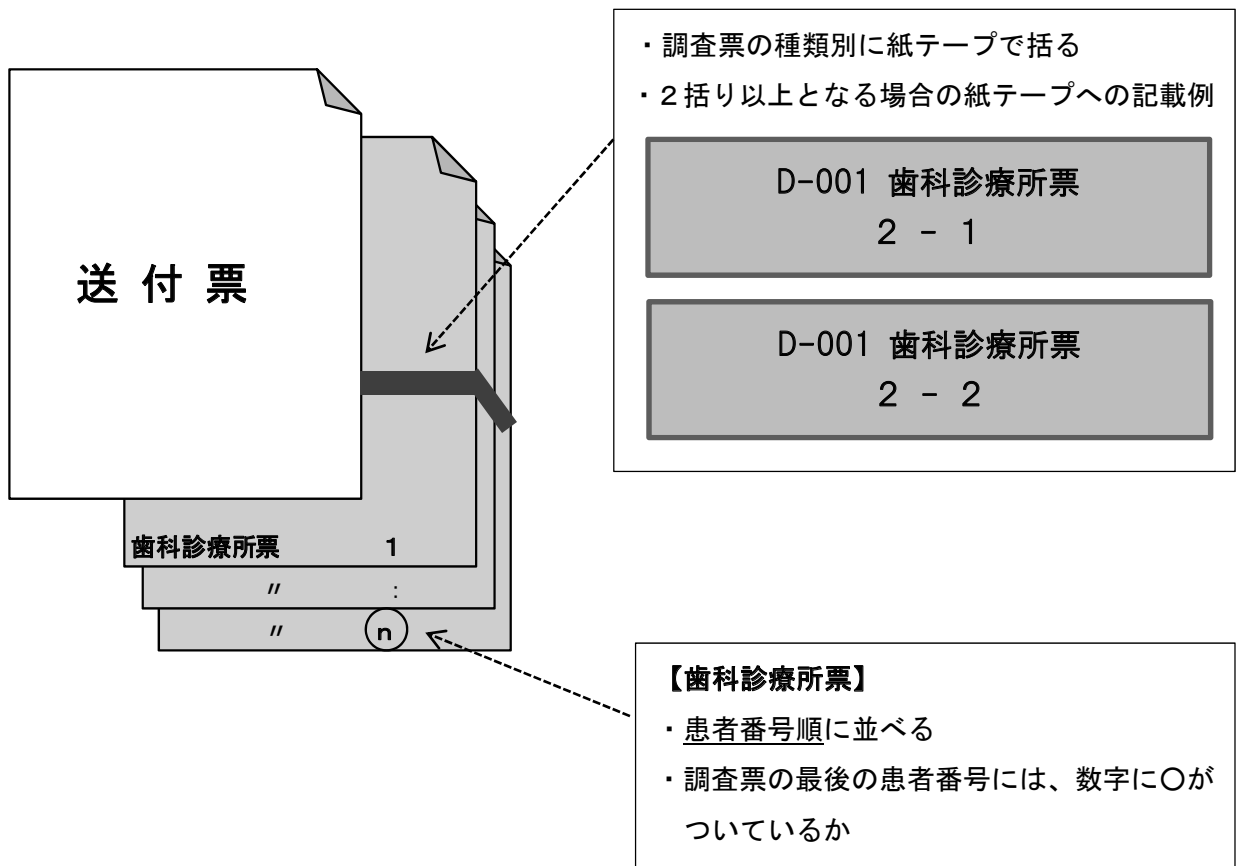
平成29年10月17・18・20日（指定された1日）

※保健所符号	0401
施設番号	D- 005
患者番号	23

(1) 性別	1 男 2 女	(2) 出生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 58 年 2 月 2 日
(3) 患者の住所	1 当院と同じ都道府県内 2 当院とは別の都道府県 → <input type="text"/> 都道府県 「患者番号」⇒ 12ページ 1から始まる一連番号を1枚ずつ振る		
(4) 外来の種別	初診	1 通院 2 訪問診療	前回診療（訪問）月日 平成 29 年 10 月 14 日
	再来	3 通院 4 訪問診療 5 歯科医師以外の訪問	
(5) 傷病名	傷病名（下記の傷病名から、該当するもの1つに○印をつけてください。） <ul style="list-style-type: none"> 01 う蝕症(C) 02 歯髄炎(Pul)、歯髄壊疽(Pu壊疽)、歯髄壊死(Pu壊死) 03 歯根膜炎(Per) 04 歯槽膿瘍(A A)、歯根嚢胞(W Z) 05 歯肉炎(G) 06 慢性歯周炎(P) 07 歯肉膿瘍(GA)、その他の歯周疾患 08 智歯周囲炎(Perico) 09 その他の歯及び歯の支持組織の障害 10 じよく瘡性潰瘍(Dul)、口内炎(Stom)等 11 その他の顎及び口腔の疾患 12 歯の補てつ(冠) 13 歯の欠損補てつ(ブリッジ、有床義歯、インプラント) 14 歯科矯正 15 外因による損傷 16 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス 「負担区分」⇒ 14ページ 1～3のうち、該当する数字すべてに○ 「支払方法」⇒ 15～16ページ 「負担区分」で「2 医療保険等、公費負担医療」に○をした場合は、 ・I（医療保険等）の該当する数字1つに○ ・II（公費負担医療）の該当する数字すべてに○		
(6) 診療費等支払方法	I 自費診療（保険外併用療養費を含む） 2 医療保険等、公費負担医療 3 介護保険（介護扶助を含む） I（医療保険等） 01 健康保険・各種共済組合(本人) 05 高齢者医療（後期高齢者医療制度） 02 健康保険・各種共済組合(家族) 06 労働災害・公務災害 03 国民健康保険 07 自動車損害賠償保障法 04 退職者医療 08 その他 II（公費負担医療） 09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療、更生医療、精神通院医療） 11 生活保護法(医療扶助) 12 その他の公費負担によるもの		

7. 調査票の送付手続き

- 記入後の調査票を患者番号順にまとめ、紙テープで括ります。
 - ⇒ 2束以上になるときは、それぞれの束をまとめた紙テープに「施設番号」及び「○括りのうち○括り」と記入します。
- 送付票を作成します。
 - ⇒ 施設名、調査票枚数等を記入（19ページの例）
 - ⇒ 全調査票を電子調査票により提出する場合であっても送付票（紙）の提出が必要
 - ⇒ 全調査票をオンライン調査票により提出する場合は、送付票（紙）の提出が不要
- 送付票・調査票を破損や散逸しないように梱包します。
- 送付票・調査票は、定められた期限までに管轄保健所長に提出するようお願いします。



- ※ nとは、調査票ごとに一連番号を振っていただいた「患者番号」の最後の数字です。
⇒ 調査票の最後の番号には数字に○をつけます。

送付票記入例

送付票記入例

(1) 調査票(紙)のみの場合

患者調査送付票 <small>(医療施設用)</small>	号 (文書番号) 平成29年11月15日
霞が関 保健所長 殿	
施設名	厚生労働歯科医院
施設管理者氏名	厚生 太郎
担当者氏名	厚生 次郎
所属	
連絡先 (TEL)	03-5253-1111
(FAX)	03-5253-1112

平成29年患者調査について (送付)

平成29年患者調査の調査票を次のとおり送付します。

CD-R等の送付枚数

→

枚

病院	調査票(紙)		オンライン調査票	
	調査票枚数・患者数	枚	データ件数	データ件数
病院入院(奇数)票	枚	件		件
病院外来(奇数)票	枚	件		件
病院(偶数)票	入院 調査票枚数	枚		件
	患者数	人		件
外来	調査票枚数	枚		件
	患者数	人		件
病院退院票	枚	件		件
一般診療所	入院	枚		件
一般診療所	外来	枚		件
	一般診療所退院票	枚		件
歯科診療所	枚	35		件

(注) 該当する欄のみ記入してください。

(2) 電子調査票(CD-R等)のみの場合

患者調査送付票 <small>(医療施設用)</small>	号 (文書番号) 平成29年11月15日
霞が関 保健所長 殿	
施設名	厚生労働歯科医院
施設管理者氏名	厚生 太郎
担当者氏名	厚生 次郎
所属	
連絡先 (TEL)	03-5253-1111
(FAX)	03-5253-1112

平成29年患者調査について (送付)

平成29年患者調査の調査票を次のとおり送付します。

CD-R等の送付枚数

→

1枚

病院	調査票(紙)		電子調査票(CD-R等)		オンライン調査票	
	調査票枚数・患者数	枚	データ件数	データ件数	データ件数	データ件数
病院入院(奇数)票	枚	件				件
病院外来(奇数)票	枚	件				件
病院(偶数)票	入院 調査票枚数	枚				件
	患者数	人				件
外来	調査票枚数	枚				件
	患者数	人				件
病院退院票	枚	件				件
一般診療所	入院	枚				件
一般診療所	外来	枚				件
	一般診療所退院票	枚				件
歯科診療所	枚	35				件

(注) 該当する欄のみ記入してください。

電子調査票で提出する場合は、CD-R(DVD)の提出枚数を記入

8. 調査結果

調査結果につきましては、ご協力いただいた調査票をもとに、地域や患者の特性別等に分類し統計数値として集計し、患者調査の報告書としてとりまとめており、国における医療行政の基礎資料や、各都道府県で策定する医療計画の基礎資料となっているほか、一般の方、研究者、報道関係者等に幅広く活用されております。

平成29年調査の結果につきましては、平成30年秋に公表する予定です。

なお、前回調査（平成26年）の結果につきましては、次ページ、以下の厚生労働省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載しておりますのでご参照ください。

○ 平成26年患者調査の概況

（URL） <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/index.html>

○ 平成26年患者調査の結果表（報告書上巻・報告書下巻・その他閲覧表）

（URL） http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001031167&requestSender=dsearch

（または）政府統計の総合窓口（e-Stat） → 統計データを探す → 主要な統計から探す
→ 社会保障・衛生 → 患者調査

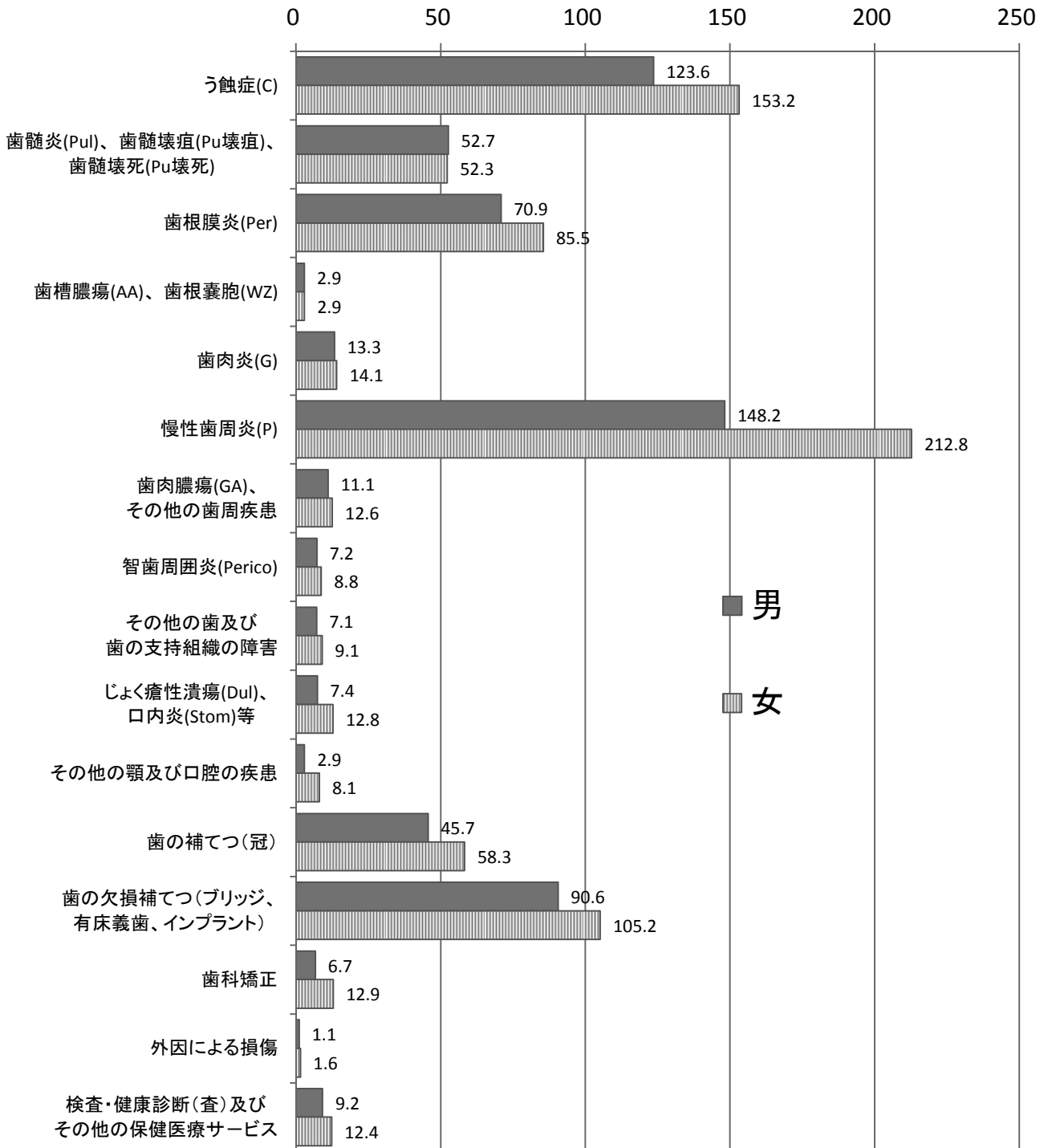
○ 平成26年患者調査の傷病分類編（傷病別年次推移表）

（URL） <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/10syoubu/index.html>

(参考) 平成26年患者調査の主な調査結果

歯科診療所における性・歯科分類別推計患者数（平成26年10月）

（単位：千人）



9. 患者調査関係法令

(1) 統計法に定められた統計調査

国や、地方公共団体が統計調査を実施する場合の基本的な事項を定めた法律として統計法（平成19年法律第53号）があり、患者調査は、この統計法の規定による『基幹統計』となっています。

また、患者調査に関する事務は、統計法施行令（平成20年政令第334号）の中で、法定受託事務と位置付けられています。

【統計法】（抄）

（定義）

第2条

1～3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

1～2（略）

3 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（基幹統計の指定）

第7条 総務大臣は、第2条第4項第3号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）

をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（命令への委任）

第18条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

【統計法施行令】（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第4条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第1の第1欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第2欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第3欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第4欄に掲げる事務を行うこととし、（中略）行うこととする。

2～3（略）

(2) 患者調査の実施方法

調査の時期、調査の対象、調査事項など患者調査を実施するための具体的事項は、「患者調査規則」（昭和28年厚生省令第26号）に定められています。

【患者調査規則】（抄）

（調査の期日）

第4条 患者調査は、3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める期日によつて行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

（調査客体）

第5条 患者調査は、厚生労働大臣が指定する医療施設における患者について行う。

(3) 報告義務及び守秘義務

患者調査は、医療施設を利用する患者の傷病の状況等、患者の実態を明らかにすることを目的として実施されています。また、調査票に記載された事項を統計目的以外に用いること、調査で知り得た事項や調査票の記入内容を他に漏らすことを統計法では禁じており、厳しい罰則も定められています。

【統計法】（抄）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、（中略）基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3（略）

（調査票情報等の利用制限）

第40条 行政機関の長、地方公共団体の長（中略）は、この法律（中略）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3（略）

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4（略）

5 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、（中略）の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

6（略）

（罰則）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1（略）

2 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

3（略）

2（略）

第 59 条 第 41 条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

2 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

2～3 (略)

【患者調査規則】 (抄)

(報告の義務)

第9条 第5条の規定により指定された医療施設の管理者は、第6条第1項各号に掲げる事項について、調査票に記入し、都道府県知事の定める期限までにその医療施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

10. 質疑応答

【調査日】

問1 調査日とは、その日の午前0時からいつまでか。

(答) 調査日とは、その日の午前0時から翌日の午前0時までです。

問2 調査日が休診の医療施設は調査日を変更して調査すべきか。

(答) 調査日は変更しません。なお、休診であっても、救急の外来患者があった場合はその患者について調査票を作成します。

【調査票】

問3 調査票作成の段階で欄外にID番号や患者名を記入してもよいか。

(答) 記入しても結構ですが、提出の際は患者が特定されないような措置をお願いします。

(例：鉛筆で書いて消しゴムで消す、塗りつぶす等)

【提出方法】

問4 同一の施設で、オンライン調査票、CD-R等と調査票（紙）とを混在して提出することは可能か。

(答) 同一患者の重複提出を避けるため、どちらか一方の方法により提出するようお願いします。

問5 オンライン調査票を利用したいが、「調査ご協力のお願い」のコード欄に「利用できません」と印字してある。利用する方法はないのか。

(答) 患者調査におけるオンライン調査では、調査系統に属する自治体・医療施設でオンライン環境が整った場合のみ、利用が可能となります。よって、「調査ご協力のお願い」に「利用できません」と印字された医療施設につきましては、その医療施設の属する調査系統である管轄保健所・

都道府県でのオンライン調査環境が整っていないこと等から、今般利用できないこととなっております。
大変お手数ではありますが、「紙の調査票」または「電子調査票」をご利用いただけるようお願いします。

【調査対象】

問6 市町村主催の健康診断を施設が受託している場合、健康診断を受けに来た患者は調査対象となるか。

(答) 診療録(カルテ)を作成している場合は調査票を作成し、「(5) 傷病名」の「15 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」に○を付けます。

【調査項目】

○ 外来の種別

問7 調査日に治療を受けた傷病とは別の傷病で過去に施設を訪れていた場合、「初診」、「再来」のどちらに該当するのか。

(答) 「初診」とします。 ⇒ 問11参照

問8 電話再診の場合、「3 通院」、「4 訪問診療」のどちらか。

(答) 「3 通院」とします。

問9 調査日の午前中に歯科医師が、午後には歯科衛生士が訪問診療を行った場合、「外来の種別」は「4 訪問診療」、「5 歯科医師以外の訪問」のどちらに該当するか。

(答) 調査日に同一患者について通院、訪問診療、歯科医師以外の訪問が重複した場合は、最初に診療したものを選択します。本問の場合は「4 訪問診療」に該当します。

○ 傷病名

問10 健康診断を受けた患者に異常が見つかり、そのまま治療を受けた場合、「傷病名」は「15 検査・健康診断(査)及びその他の保健医療サービス」、「01~14(治療を受けた傷病名)」のどちらか。また、「診療費等支払方法」について、健康診断にかかった分と治療にかかった分を別々に支払うケースと、治療にかかった分も健康診断の診療費の一部として支払うケースとがあるが、どのように記入すべきか。

(答) 「01~14(治療を受けた傷病名)」とします。

「診療費等支払方法」については、例えば治療があったとしても健康診断の一部とみなしすべて公費負担になるのであれば、「12 その他の公費負担によるもの」とします。

また、治療にかかった費用は患者の医療保険から支払うのであれば、医療保険の中で該当するものに○を付けてください。

問11 複数の傷病名がある場合、何を基準にして主たる傷病名を選ぶべきか。診療報酬の高い傷病名を主たる傷病名としてよいか。

(答) 歯科医師の判断により、より重い傷病名を記入します。必ずしも、より重い傷病名が高い診療報酬とはなりませんので、ご注意ください。

問 1 2 う蝕症で通院していた患者が、調査日に異なる傷病で診療を受けた場合、「傷病名」はどちらを記入するのか。

(答) 調査日に主に診療した傷病名に○を付けます。 ⇒ 問 6 参照

問 1 3 数年前に歯の治療を行ったが、歯冠が外れてしまい、今回はその修復のみを行った。この場合の「傷病名」はどれに該当するか。

(答) 歯冠修復は「12 歯の補てつ (冠)」とします。

○ 診療費等支払方法

問 1 4 当初、医療保険適用だった患者が途中から介護保険適用になった場合、「診療費等支払方法」はどのように記入するのか。

(答) 調査日時点での診療費支払方法を記入します。本問の場合、調査日時点で介護保険が適用されているので「3 介護保険 (介護扶助を含む)」とします。

問 1 5 国民健康保険の加入者で、市の公費負担医療を受けている場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 条例等により公費負担医療を受けている患者は、以下の3つに○を付けます。

- ・「2 医療保険等、公費負担医療」
- ・「I (医療保険等)」は、その患者の加入している保険 (この場合「03 国民健康保険」)
- ・「II (公費負担医療)」は、「12 その他の公費負担によるもの」

問 1 6 交通事故の治療費について、医療保険を使って支払われたが、自動車損害賠償責任保険が今後下りる場合、「診療費等支払方法」はどう記入すべきか。

(答) 自動車損害賠償責任保険の適用が決定しているのであれば、「07 自動車損害賠償保障法」とします。

問 1 7 自動車事故の任意保険で支払った場合の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 任意保険で支払った部分については「1 自費診療 (保険外併用療養費を含む)」に該当します。

問 1 8 健康保険の特例退職被保険者の「診療費等支払方法」はどれに該当するか。

(答) 退職前に加入していた医療保険が該当します。

問 1 9 高齢受給者制度の適用を受ける患者は、どう記入すべきか。

(答) 「I (医療保険等)」では、加入している医療保険に○を付け、「II (公費負担医療)」に該当するものがあれば、こちらにも○を付けます。

問 2 0 2つの傷病を有する外来患者について、一方の支払いは労働災害、もう一方の傷病は他の支払方法で支払い、診療録（カルテ）が2枚ある。調査票は診療録1枚ずつ作成すべきか。

（答） 別々の傷病でそれぞれ診療録がある場合、調査票は2枚作成してください。

【その他】

○ 個人情報保護

問 2 1 診療録（カルテ）に記載された情報を患者の同意なしに調査票へ転記するのは、個人情報保護法に違反するのではないか。

（答） 個人情報保護法における「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」について、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要はないとされています。

患者調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、本人の同意を得ずに診療録情報を調査票に転記する場合であっても個人情報保護法に違反するものではありません。

なお、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日、個人情報保護委員会・厚生労働省）」においても、「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の例外として、法令に基づく場合は「本人の同意を得る必要はない」と明記されています。

アンケート送信アドレスおよびFAX送信先は、
保健所から配布された印刷物にてご確認願います。

アンケートへのご協力をお願い

- ・ 現在、政府全体でオンライン調査を推進しています。
- ・ 医療施設調査及び患者調査においてオンライン調査を推進していくに当たり、その参考資料を得るため、患者調査の対象となった施設の皆様に、両調査の調査票提出方法に関するアンケートを実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 平成29年11月30日(木)までに、厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセルファイルに回答を入力し、メールで送信してください。
 - ※ メールで送信が出来ない医療施設は、この「調査の手引」巻末の様式を用いてFAXで送信してください。
- ・ なお、アンケート結果は、医療施設が特定できないように処理した上で公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 アンケートファイルのダウンロード・入力

① アンケートファイルをダウンロードします。

(ファイル形式 : Microsoft Excel 2010 (*.xlsx))

◎ アンケート用紙掲載場所

- 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- 政策について
- 組織別の政策一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/soshiki/>)
- 政策統括官(統計・情報政策担当)
 - 「平成29年患者調査にご協力ください」

② ダウンロードしたアンケートファイルに回答を入力して保存します。

2 アンケートファイルの送信

アンケートファイルをメールで送信します。

◎ アンケート送信アドレス(回答専用) →

- ・ メールタイトルは「オンライン調査アンケート」としてください。
- ・ メール本文への記入は不要です。アンケートファイルのみ添付して送信してください。
- ・ このメールアドレスは平成29年12月31日まで有効です。

※ メールで送信できない医療施設は、FAXで送信してください。(送信票の添付は不要です)

○ FAX送信先 →

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
患者統計係 あて

